

地域医療介護総合確保基金の 執行状況等について

地域医療介護総合確保基金の執行状況

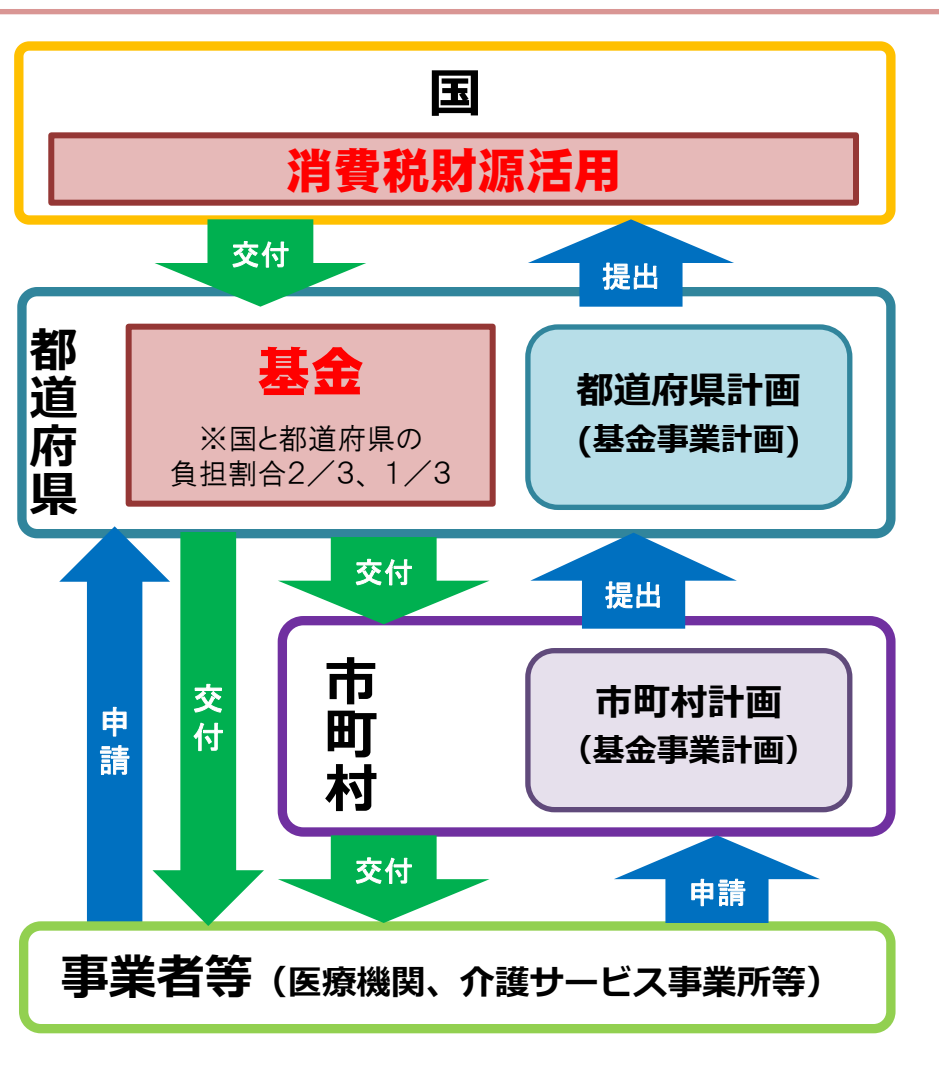
医療部会等での指摘事項	平成26年度計画における状況
地域医療構想策定前であっても、病床の機能分化・連携に係る事業への配分が求められた(リハビリ施設や現在でも明らかに不足する機能の整備)	病床の機能分化・連携に関する事業への配分は全体の約20% (確実に不足する場合に限定したため)
国会審議や医療部会における公民への配分比率に関する指摘 (公正性の確保)	公的病院、自治体などに24.6%、民間病院、医師会などに71.4%、 その他公募等により交付先の判断が不可能などが4.0%
基金における予算の早期・適正な執行	国による交付決定を平成26年11月19日に実施。基金造成については、12月に25県、1月に16県、2月に1県(2月18日現在未造成の県は5県)
総合確保方針では、データに基づく現状分析、将来予測等を行い、医療及び介護の総合的な確保に関する目標を設定することや、可能なものについては定量的な目標を定めることを規定	事業の目標については、全1853事業のうち、定量的にアウトプット目標を設定している事業は864、アウトカム目標を設定している事業は303、両方の目標を設定している事業は196、定性的にアウトプット目標を設定している事業は218、アウトカム目標を設定しているのは199、両方の目標を設定をしている事業は73

これらを踏まえ
平成27年度は

- 平成27年度から地域医療構想の策定が進められるため、構想達成に向けた病床の機能分化・連携に関する事業への基金の重点配分
- 地域の関係者の意見を反映させる仕組みを継続
- 平成26年度執行実績の把握、執行状況に応じた適切な基金の配分の検討
- 効果検証のため、アウトプット、アウトカムに着目したできる限り定量的な視点による目標設定

地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業とする。

1. 病床の機能分化・連携に関する事業

事業名:「急性期病床」から「地域包括ケア病床」への転換を促すための施設・設備の整備(石川県)

事業概要: 県内では、急性期患者への対応を前提とした病床が最も多くなっているが、在宅医療を推進していくためには、在宅復帰に向けたリハビリ等を重視する地域包括ケア病床を増やしていく必要があるため、急性期等病床から地域包括ケア病床への転換を支援する事業。

事業名:後送病院患者搬送体制整備事業(兵庫県)

事業概要:急性期から回復期、さらには在宅復帰までの切れ目のない患者本位の療養環境を確保するため、地域医療支援病院等が中心となって、退院調整のルール化に向けた検討会の実施や患者搬送車の整備等をおこなう事業。

事業名:精神科医療機関機能分化推進事業(鳥取県)

事業概要:長期にわたる社会的入院の患者が社会へ復帰するための意欲喚起及び退院するための支援をより機能強化、機能分化した病棟を整備(社会復帰リハ病棟等の整備)するとともに、精神科救急の外来医療センターを整備する事業。

事業名:ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤整備事業(熊本県)

事業概要:患者を中心とした質の高い医療、介護サービスを提供するため、県内の医療機関(病院、診療所)をはじめ、訪問看護ステーション、薬局及び介護関係施設等におけるICTを活用した地域医療情報ネットワークの構築を行う事業であり、医療介護の連携を地域で進めるための一つの手法となる事業。

2. 在宅医療の推進に関する事業

事業名:有床診療所支援事業(秋田県)

事業概要:有床診療所が在宅療養者の病状変化等に対応できる病床として存続し、地域住民が安心して在宅医療を受けられるよう、病室整備等の施設・設備整備に必要な経費に対して助成を行う事業。

事業名:認知症と認定された入院患者に対する医科歯科連携体制構築事業(福島県)

事業概要:認知症と認定された患者に対して早期に歯科が介入して認知症等の患者の重傷化を防ぐため、医科と歯科の連携体制を構築するための病院の医療従事者を対象とした研修会等を支援する事業。

事業名:循環型認知症医療・介護連携システム推進事業(広島県)

事業概要:認知症疾患医療センターと地域包括ケアセンターの機能を統合した「認知症疾患医療・地域包括支援合併型センター」(仮称)をモデル的に整備し、「認知症初期集中支援チーム」による早期対応や、認知症地域連携パスによる在宅医療・介護サービスとの円滑な連携等を図る事業。

事業名:在宅医療拠点及び住民相談支援センター整備事業(長崎県)

事業概要:各在宅医療区域ごとに、コーディネーターを配置し、在宅医療の連携業務とともに住民からの相談支援にあたるセンターを整備する事業。習得させることで職場復帰を促し、働き続けられるよう支援する事業。

3. 医療従事者の確保・養成に関する事業

事業名：女性医師サポート事業（山形県）

事業概要：女性医師の勤務形態に適した保育所・ベビーシッターサービス・子育てサポート機関、介護施設、介護サービス事業等の情報を提供する。
また、山形大学の女子学生を中心に、女性医師の勤務環境やサポート体制について情報提供するなどの事業。

事業名：地域で不足している診療科新設・再開支援事業（栃木県）

事業概要：新たに医師を招聘し、地域で不足あるいは必要とされる診療科を新設又は再開する医療機関が整備する医療機器等の経費について助成を行う事業であり、地域が困っている状況に対して直接対応していかうとする事業。

事業名：看護師等学校養成所整備事業（千葉県）

事業概要：看護師の養成・定着を図るため、養成所や大学看護学部が行う新設・増改築に伴う施設・設備の整備や、病院が行う看護学生の実習受入に伴う設備等の整備に要する経費の一部を助成する事業。

事業名：島しょ看護職員定着促進事業（東京都）

事業概要：島しょで働く看護職員のモチベーションやケアの質の向上を図るため、島を離れずに研修を受ける機会を設けるため、講師を派遣することや、より専門的な研修の受講等により、島を一時的に離れる際に、代替看護職員を派遣するなど、看護職員が島しょにおける勤務を継続しやすい環境を整備する事業。

事業名：医学生セミナー開催事業費（岐阜県）

事業概要：県内外の医学生を対象に地域の医療現場を体験できるセミナーとして、県内の医療機関（臨床研修病院又はへき地診療所等）を訪問しての地域医療の体験や、可能な限り在宅医療への同行等を体験すること等により、地域医療に理解を持つ医師を早期段階で養成し、卒業後の県内定着の促進を図る事業。

事業名：鳥取大学地域医療総合教育研修センター運営支援事業（鳥取県）

事業概要：山間地の医師不足病院に大学と連携し、研究や教育のサテライトキャンパス機能を持った地域医療総合教育研修センターを開設し、外来診療に当たるとともに、地域医療の現場で学部教育を行う事業。

事業名：看護師等養成所支援事業（徳島県）

事業概要：看護師等養成所において、医師や臨床心理士等と連携し、スクールカウンセリングを実施することにより学生の問題対応スキルを高め、ストレス耐性を向上させることで看護職員の育成につなげる事業。

事業名：看護職員復職研修事業（福岡県）

事業概要：子育て等により離職した看護職員等を対象とし、最新の知識及び看護技術を再習得させることで職場復帰を促し、働き続けられるよう支援する事業。

地域医療介護総合確保基金にかかる都道府県計画における目標設定について

地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（抄）

2 医療及び介護の総合的な確保に関する目標及び計画期間

(1) 目標の設定

都道府県計画については、都道府県医療介護総合確保区域ごとの当該区域において、また、市町村計画については、市町村医療介護総合確保区域ごとの当該区域又は当該市町村の区域において、データに基づく地域の医療・介護ニーズや医療・介護資源に関する現状分析、将来予測等を行い、医療及び介護の総合的な確保に関する目標を設定するものとする。

当該目標の設定に当たっては、医療計画又は市町村介護保険事業計画若しくは都道府県介護保険事業支援計画において設定した目標と整合性を図るとともに、可能なものについては定量的な目標を定め、計画期間の年度ごとの進捗管理が適切に行えるようにするものとする。

平成26年度都道府県計画の目標設定の具体例（熊本県）

都道府県計画の目標の設定等

（注 指標等は抜粋）

① 熊本県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

（新卒者の県内定着率）

熊本県の看護師等学校養成所の新卒者の県内就業率(52.1%)は全国平均(65.0%)を下回っており、県内定着を促進する対策が必要。

指標	現 状(平成24年度)	目 標(平成29年度)
新卒者の県内就業率	52.7%(全国:65.6%)	58.0%

全国の事業目標の設定状況

	アウト プット	アウト カム	両方を 設定	合計
定量的 目標	864	303	196	1,363
定性的 目標	218	199	73	490
合 計	1,082	502	269	1,853

（事業の区分）医療従事者の確保に関する事業

（事業名）看護師等修学資金貸与事業

（目 標）アウトプット：養成所就学者120名へ修学資金を貸与

アウトカム：養成所卒業者の県内定着率52.7%(H24年度)→58.0%(H29年度)

（事業名）就労サポート事業

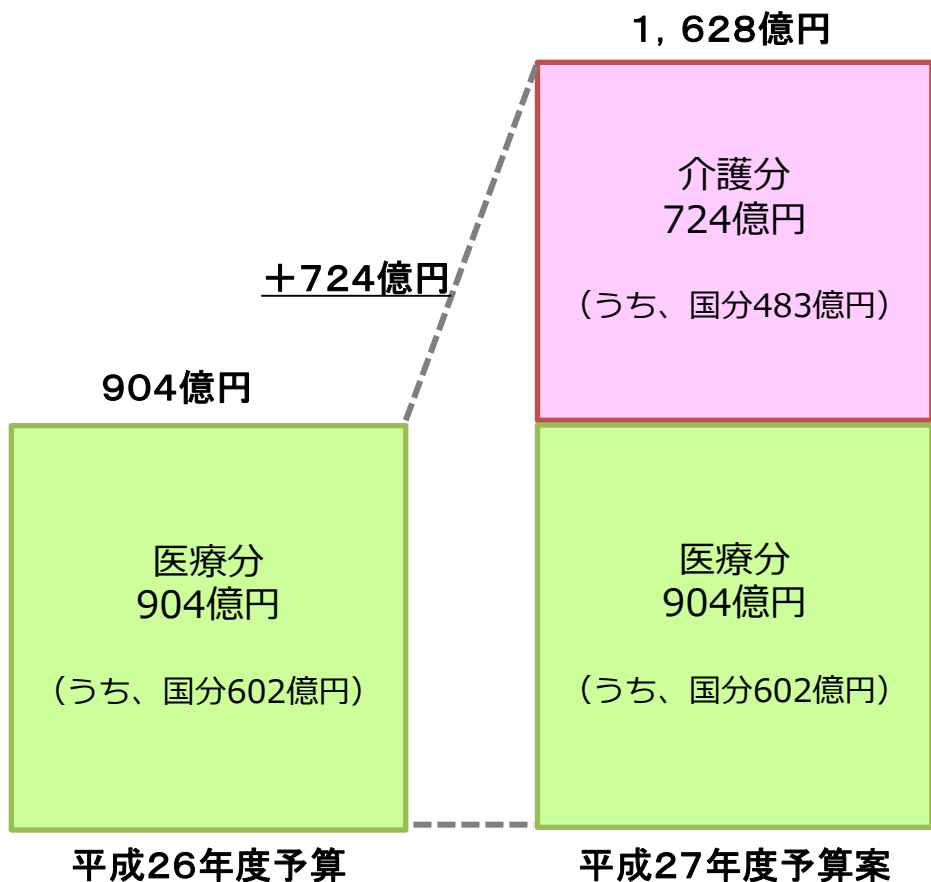
（目 標）アウトプット：看護師等学校養成所と医療機関等との交流会を年2か所で開催

アウトカム：養成所卒業者の県内定着率52.7%(H24年度)→58.0%(H29年度)

地域医療介護総合確保基金の平成27年度予算案について

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金の平成27年度予算案は、公費ベースで1,628億円（医療分904億円（うち、国分602億円）、介護分724億円（うち、国分483億円））
- 平成27年度以降は、介護を含む全ての事業を対象とすることとしており、対前年度予算724億円増。

地域医療介護総合確保基金の予算



地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業とする。

今後のスケジュール(案)

- 27年1月～ 都道府県ヒアリング実施
(※都道府県による関係者からのヒアリング等実施)
- 予算成立後 基金の交付要綱等の発出
介護分を都道府県へ内示
- 6月中 医療分を都道府県へ内示
- 7月中 交付決定 (※都道府県計画提出)

平成27年度地域医療介護総合確保基金の執行スケジュール(案)

時期	医療分	介護分	共通
平成27年 1月中旬	平成26年12月 ①都道府県に事業量の調査依頼 (事業内容、規模等)	①都道府県に事業量の調査依頼 (整備予定、規模等) ※事業メニュー案の提示	
2月頃	②都道府県より事業量の提出	②都道府県より事業量の提出	厚生労働関係部局長会議
3月頃		③事業量ヒアリング実施	全国医政関係主管課長会議 全国介護保険担当課長会議 ※交付要綱等案の提示
予算成立後	②' 都道府県より事業量の見直し 提出	④都道府県へ内示 ※必要に応じ、人材確保事業を対象 に追加ヒアリング・追加内示を実施	基金の交付要綱等の発出 ※都道府県計画の提出依頼(様式例を 提示)
5月頃	③事業量ヒアリング実施		都道府県より都道府県計画案の提出
6月頃	④都道府県へ内示		
7月頃	⑤交付申請 ⑥交付決定	⑤交付申請 ⑥交付決定	都道府県より都道府県計画の提出

平成26年度 地域医療介護総合確保基金 交付決定額一覧

都道府県	基金規模	交付決定額 (国費)	都道府県	基金規模	交付決定額 (国費)	都道府県	基金規模	交付決定額 (国費)	都道府県	基金規模	交付決定額 (国費)
01北海道	37.3億円	24.9億円	13東京	77.3億円	51.5億円	25滋賀	14.2億円	9.5億円	37香川	14.9億円	9.9億円
02青森	8.6億円	5.8億円	14神奈川	38.5億円	25.7億円	26京都	24.7億円	16.5億円	38愛媛	8.4億円	5.6億円
03岩手	10.2億円	6.8億円	15新潟	18.1億円	12.1億円	27大阪	49.5億円	33.0億円	39高知	8.0億円	5.3億円
04宮城	15.1億円	10.1億円	16富山	9.5億円	6.3億円	28兵庫	39.4億円	26.3億円	40福岡	31.3億円	20.9億円
05秋田	10.7億円	7.1億円	17石川	8.1億円	5.4億円	29奈良	10.4億円	6.9億円	41佐賀	8.0億円	5.3億円
06山形	10.8億円	7.2億円	18福井	8.4億円	5.6億円	30和歌山	9.5億円	6.4億円	42長崎	8.7億円	5.8億円
07福島	15.6億円	10.4億円	19山梨	10.6億円	7.1億円	31鳥取	13.2億円	8.8億円	43熊本	18.8億円	12.5億円
08茨城	20.7億円	13.8億円	20長野	15.3億円	10.2億円	32島根	18.1億円	12.1億円	44大分	9.1億円	6.1億円
09栃木	14.5億円	9.7億円	21岐阜	20.9億円	13.9億円	33岡山	9.2億円	6.2億円	45宮崎	8.9億円	5.9億円
10群馬	17.0億円	11.3億円	22静岡	31.7億円	21.1億円	34広島	26.4億円	17.6億円	46鹿児島	9.9億円	6.6億円
11埼玉	36.5億円	24.3億円	23愛知	32.0億円	21.3億円	35山口	9.1億円	6.0億円	47沖縄	17.7億円	11.8億円
12千葉	34.6億円	23.1億円	24三重	16.5億円	11.0億円	36徳島	17.8億円	11.9億円	合計	903.7億円	602.4億円

※交付決定額：基金規模の2/3

地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（概要）

第1 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義・基本的な方向

意義

- 2025年にいわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる中、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことは喫緊の課題。
- 利用者の視点に立って切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築し、自立と尊厳を支えるケアを実現していく。

【基本的な方向性】

- ① 効率的で質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築
- ② 地域の創意工夫を活かせる仕組み
- ③ 質の高い医療・介護人材の確保と多職種連携の推進
- ④ 限りある資源の効率的かつ効果的な活用
- ⑤ 情報通信技術（ICT）の活用

基本的な考え方

行政の役割	サービス提供者・利用者の役割
<p>【国】 ・医療計画基本方針及び介護保険事業基本指針の策定 ・基金を通じた都道府県、市町村への財政支援 ・診療報酬、介護報酬を通じた医療・介護の連携推進 ・情報分析を行うための基盤整備、先進事例の収集・分析・周知 等</p> <p>【都道府県】 ・地域医療構想に基づく医療機能の分化・連携の推進 ・地域包括ケアシステムの構築に向けた人材確保、市町村の支援 等</p> <p>【市町村】 ・地域包括ケアシステムの推進 / 地域支援事業の実施 等</p> <p>→ 地方自治体の人材育成が重要。国は研修を充実すること等により継続的に支援</p>	<p>【サービス提供者等】 ・ サービス提供者等の中で、利用者に関する情報や地域における様々な社会資源に関する情報を共有していく仕組みの構築、活用 ・ 人材の確保・定着のための取組</p> <p>【サービス利用者の役割】 ・ 効率的かつ効果的なサービス利用 ・ 高齢者が、地域の構成員として積極的に社会参加していくことも重要。</p>

第2 医療計画基本方針・介護保険事業計画基本指針の基本となるべき事項 都道府県計画・医療計画・都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保

【医療計画基本方針・介護保険事業計画基本指針の整合性の確保等】

病床の機能の分化と連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築と、地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、医療計画と介護保険事業（支援）計画を一体的かつ整合性をもって作成すること等が必要。

【都道府県計画・医療計画・都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保等】

- 平成30年度以降（医療計画と介護保険事業（支援）計画のサイクルが一致）に向けた取組
 - ・ 各計画の作成に当たって、より緊密な連携が図られるような体制の整備
 - ・ 両計画の区域の整合性の確保 / 両計画の人口推計などの基礎データ等についての整合性の確保
- 平成30年度までにおいても、各計画において医療・介護の連携を強化するための取組
 - ・ 第6期介護保険事業(支援)計画における在宅医療・介護連携、認知症対策、地域ケア会議の開催による多職種協働等の推進
 - ・ 地域医療構想における急性期から、回復期、慢性期、在宅医療・介護に至る切れ目のないサービス提供体制の確保等

第3 都道府県計画・市町村計画の作成と整合性の確保

- 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）の作成に当たっての留意事項
 - ・ 保健・医療担当部局と介護・福祉担当部局の緊密な連携。都道府県による市町村の後方支援
 - ・ 公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
医療介護総合確保区域の設定 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法
(※都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。)
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成。

第4 新たな財政支援制度（基金）に関する事項

- 基金に関する基本的な事項
 - ・ 関係者の意見が反映される仕組みの整備 / 事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保 / 診療報酬・介護報酬等との役割分担
 - ・ 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施 / 国は、都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 基金を充てて実施する事業の範囲

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）

- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業